

ゼロカーボンシティに向けた提言

令和5年5月

柳井市議会

ゼロカーボンシティ推進特別委員会

ゼロカーボンシティに向けた提言

はじめに

日本政府は、2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことを宣言しました。

これを受け、令和4年2月25日、柳井市では、市民、事業者、行政が連携し、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「柳井市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これは、2050年に二酸化炭素排出量と森林等による吸収量を合わせて実質ゼロにするものです。

柳井市議会としても柳井市ゼロカーボンシティ宣言を受け、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、特別委員会を設置し、調査、研究を行ってきました。

その結果を今後の柳井市の取組に反映できるよう、提言します。

提言

国は、二酸化炭素の排出量を、当面2030年に2013年を基準として46%の削減を目標としていますが、柳井市では、直近の国の自治体排出量カルテによると2019年度（令和元年度）は2013年に対し26.4%減少しています。この理由は、人口減少や事業所の縮小等が影響しているとの見方もあります。しかし、柳井市の発展を考えれば、人口増、企業の進出や拡大をしながら二酸化炭素の排出量を削減していくことが必要だと考えられます。

また、市民、事業者、行政が連携してこの目標を達成するには、それぞれの意識を変えることや財政的な支出が発生し、環境負荷に応じてそれぞれ負担が伴いますが、「がまん」や「重荷」にならないよう持続的に取り組んでいくことが必要だと考えています。

合わせて、今後確実に進む技術革新について調査研究を行い、的確に対応すること
も必要だと考えます。

1 生涯学習としての取組

(1) 「ゼロカーボンシティ」を達成するには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが必要です。市民、事業者、行政の取組は個人個人が集まって構成されます。先に述べたとおり、この課題の目標達成には国民全てに少なからず負担が伴います。この取組を理解するには、この課題の必要性、問題点、目標、持続性などへの理解を深めることが必要不可欠です。生涯学習として老若男女問わず学んでいき、できることから取り組むことが必要だと考えます。

2 省エネ対策

(1) 古い電化製品を消費電力の少ない新しいものに買い替えることや照明のLED化は、光熱費を抑え、省エネの効果があります。購入費用の一部補助や全額補助をすることで、購入者の購入意欲を掻き立てる効果があります。

(2) エコ住宅の購入や断熱効果を上げるための断熱材の補強や窓ガラスの二重化は、冷暖房費を抑え、省エネに併せてヒートショックの予防効果もあります。そこで、購入や改築費用を補助すれば、購入、改築意欲をかき立てる効果があります。

(3) 公共交通機関であるバスや電車等の利用、自転車や徒歩、カーシェアリングの推進は、自動車利用の削減となり、燃料使用量削減の効果があります。

また、個人や事業者に電気自動車の普及を促進することで燃料使用量削減の効果があります。ただし、現状では電気自動車の購入費は高額であり、購入促進に結び付けるには、電気自動車自体の価格の低下、購入費の補助、充電器の設置や設置補助、メンテナンスの技術者の育成、合わせて電気自動車に充電する電力確保ができる仕組みづくりも必要と考えられます。

ドローン利用の推進も、物資輸送の拡大や自動車利用の削減に効果があります。

(4) 商店の不必要な営業時間の短縮、過度や華美な電飾等の削減や必要性が考えられない時間帯での電飾等の消灯は、電気使用量の削減に効果があります。

3 再生可能エネルギーの導入

(1) 太陽光発電、風力発電、小水力発電、ごみ発電、バイオマス発電等その地域の特色を生かしたエネルギー供給施設を利用可能な空き地などの未使用土地や屋根等に導入を行うと同時に、普及促進に向け設置費用補助や設置者が行う借入金の利子補給等は、設置者の設置意欲を生むとともに、設置者に電力販売と使用量減少による経済的な効果が期待されます。

また、全国では設置に伴いトラブルが発生している事例があり、設置には美観を含めた住環境や周辺住民への配慮が必要であり、経済安全保障を考えた設置とし、機器の保全、利用期間終了後の処理を適切に行うよう指導を行う必要があります。

4 CO₂吸収・削減に向けた取組

(1) CO₂を吸収する森林や緑地、藻場の整備を行うことは、CO₂削減に効果があります。また、そのことにより、治山治水の改善、花粉症の解消、木材の国内確保、有害鳥獣の農産物等への被害削減など、二次的な効果も得られ、バイオマス発電用の燃料確保、石油代替え燃料の原料確保、海の再生化が可能となります。

(2) 森林等で吸収されるCO₂で排出権取引を行うことにより、森林等の整備や経済効果が生まれるとともに、個人所有の森林等の整備が進む効果があります。

(3) 森林や緑地等の多くは個人所有であり、整備を行うには個人負担が伴うとともに、木材の価格も低下しており個人での整備は難しい面があり、所有者への一部補助や全額補助は整備を促進するとともに意欲を掻き立てる効果があります。

5 廃棄物の減量・処理

(1) ごみの削減は、処理場や焼却場に運搬する車両の燃料削減や焼却に伴う二酸化炭素削減に効果があります。

分別回収や商品の脱プラスチック化は、ごみの再資源化を進め、エネルギーの消費削減効果があります。

また、食品ロスを削減することは、食物を輸送する際に利用する車両等の燃料使用量の削減に効果があります。

(2) 将来多量に発生する使用済みになった太陽光パネルの処理が課題となっています。全国には、使用済み太陽光パネルの処理を行う事業者もあり、当地でも適正に処理する事業者が起業されれば、地元はもとより、他地域より持ち込み処理することは、柳井市にとって産業育成と処理問題解決のメリットがあります。

以上

令和 5年 5月19日

柳井市長 井原 健太郎 様

柳井市議会ゼロカーボンシティ推進特別委員会

委員長 藤沢 宏司

副委員長 三島 好雄

委員 君国 泰照

委員 坂ノ井 徳

委員 中川 隆志

委員 長友 光子

委員 平井 保彦

委員 平岡実千男